

専利審査指南 2023 の改正ガイド

専利法の第 4 次改正は、2021 年 6 月 1 日から施行されています。

この改正に対応する以下の 2 つの法規は、2023 年 12 月 21 に改正内容が公表され、2024 年 1 月 20 日から施行されています。

- ・ 専利法実施細則（以下、実施細則という）
- ・ 専利審査指南 2023（以下、審査指南という）（今回の改正前は、審査指南 2021 が最新版でした）

改正後の専利法、実施細則の施行に関しては、経過措置が出されており、その第 1 条では、次の内容が規定されています。

- ・ **改正後の専利法の適用対象**

出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願、それに基づいて付与された専利権

- ・ **改正後の実施細則の適用対象**

出願日が 2024 年 1 月 20 日以降の専利出願、それに基づいて付与された専利権

- ・ 経過措置の第 2 条以下の特別規定がある場合には、それに従う

審査指南 2023 の適用対象についてですが、弊所の経験によれば、基本的に、手続的な問題については審査指南 2023 が適用され、実体的な問題については出願時の審査指南が適用されると理解しています。実施細則に対応する審査指南の項目についてはその実施細則の経過措置にしたがうことになります。

なお、専利法の第 4 次改正に関して、例えば以下のような事項は、CNIPA の審査業務に関わらないため、審査指南には規定がないです。

- ・ 職務発明（専利法第 6 条、実施細則第 92～94 条）
- ・ 行政執行の権限（専利法第 68～70 条、実施細則第 95～102 条）

本改正に対応する印紙代の料金表については、本ガイドの作成時点において未公表です。

本ガイドの作成において、多岐にわたる審査指南の改正内容のうち、重要事項を漏れなく記載するため、下記のような基準に基づいて作成しています。

- ・ 専利審査指南 2023 の改正解説（CNIPA）に記載されている内容については、重要度が低いと考えられるものであっても少なくともその項目内容に言及する。

- ・ この改正解説に記載されていない内容についても、審査指南 2023 の全改正箇所を閲読して比較的重要と考えられる事項は記載する。

審査指南の日本語訳については、Jetro 様の審査指南 2010 の日本語の翻訳文を適宜参考にさせていただいています。

本改正ガイドが皆様のお役に立つことになれば幸いです。

内容についてご不明な点などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

（担当：日本部 部長 金成哲、任向然 ipdepartment@dragonip.com）

目次

－ 前 編 －

〔 A. 権利化の**手続**関連 〕

01. 送達日・期限の起算日 ※
02. 費用 ※
03. 出願書類(図面を含む)、関連書類
04. 書誌的事項の変更
05. 発明者の変更 ※
06. 強制代理の例外
07. ヌクレオチド又はアミノ酸配列表

〔 B. 権利化の**制度**関連 〕

01. 優先権の回復、増加・修正、援用 ※
02. 復審請求期限の徒過後の権利の回復
03. 延期審査 ※
04. 分割出願(復審請求後の提出時期)
05. 新規性喪失の例外
06. 情報提供 ※
07. 秘密保持審査
08. 合併審査

〔 C. 権利化**後**の**制度**関連 〕

01. 専利権評価報告 ※
02. 審査遅延による存続期間の補償 ※
03. オープンライセンス ※
04. 専利権終止通知書の発行時期

－ 後 編 －

〔 D. 登録要件関連 〕

01. プログラム製品クレームの対応方針 ※
02. 実用新案 明らかな進歩性無しの初歩審査
03. 誠実信用の原則の適用
04. 専利権を付与しない出願 ※
05. 背景技術における外国文献の公開時期
06. インターネット上などの公知証拠 ※
07. 公開使用の一態様に「入札」を追加
08. 進歩性 ※
09. サポート要件 ※
10. 単一性 ※
11. 専利権付与の通知書の発行時の作業

〔 E. 審判関連 〕

01. 前置審査 ※
02. 復審・無効審判の共通事項 ※
03. 復審 ※
04. 無効審判 ※

〔 G. 考慮した法律・法規、解説、資料 〕

★ 本ガイドに含まれていない内容

- ① 意匠：部分意匠、ハーグ協定関連
- ② コンピュータソフトウェア関連
- ③ 漢方薬関連
- ④ 医薬品の専利権の存続期間の補償関連
(上記①の部分意匠、②については準備中)

※：今回の改正の影響により、実務での対応の変化度が相対的に大きいと考えられる項目

〔 A. 権利化の手続関連 〕

01. 送達日・期限の起算日 ※

送達日は、電子形式で送達された通知・決定は、電子システムにアップされた日になる。

〔 関連規定 〕

- ・実施細則 第4条 第7項
- ・審査指南 第5部分 第6章 第2.3節

すべての指定期限および一部の法定期限は、通知書・決定の**送達日**から起算して計算する。

〔 関連規定 〕

- ・審査指南 第5部分 第7章 第2.1節(2)

【 実務への影響 】

これまで、応答の期限、復審請求の期限は、下記のとおりでした。

- ・OA1 : OAの発行日から15日(送達期間)+4カ月
- ・OA2以降 : OAの発行日から15日(送達期間)+2カ月
- ・復審通知書 : 復審通知書の発行日から15日(送達期間)+1カ月
- ・復審請求 : 拒絶査定発行日から15日(送達期間)+3カ月

2024年1月20日以降に発行されたOAでは、“15日(送達期間)”がなくなるため、**実質的に、これまでよりも“15日間”応答期間が短くなります。**

特に、**復審中の復審通知書(復審中の拒絶理由通知)の応答期限が、実質的に2/3ほどになります。**

(弊所では、ほぼすべての出願について電子形式になっていますので、ほぼすべての出願についてこのようになります)

【 経過措置 】 第7条

国务院専利行政部門が電子形式で送達する各種書類の送達日については、2024年1月20日から改正後の専利法実施細則第4条の規定を適用する。

以上

02. 費用 ※

① PCT ルートの審査請求費用

「日本、EP、スウェーデンの特許庁が国際調査報告を作成した場合、審査請求料が 20% 減免される」という規定が削除されました。

【 実務への影響 】

2024.1.20 から、審査指南上では、日本経由での PCT ルートの審査請求料（印紙代）が、下記のように変更されていると理解できます。

◆ 2000 RMB → 2500 RMB

ここで、現在の時点では、国家知識産権局から印紙代の料金表がまだ公表されておらず、審査請求料はおそらく 2500 RMB が維持されているのではないかと考えていますが、上記変更が印紙代の料金表の公表の時点から適用されるのかどうかなどは、現在のところ、わからない状況です。

〔 関連規定 〕

・ 審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 7.2.2 節

② 審査請求費用の返還

実体審査段階に入った出願は、OA1 の応答期間が満了する前に自発的に出願を取下げた場合、すでに応答済みの場合を除き、審査請求費用の 50% が返還されます。

【 実務への影響 】

この返還については、2024 年 1 月 20 日より前からすでに開始されており、審査指南 2023 において「国务院発展改革部門、財政部門および国务院専利行政部門が出した公告、通知の関連規定を満たす場合、当事者は返還請求をすることができる。」と明確に規定されました。

今回の改正前は、基本的に、OA1 の発行からその応答期間が満了する前に出願を取下げた場合、審査請求費用の 50% の返還を受けることができました。

今回の改正後、は、実体審査に入る旨の通知書の発行から OA1 の応答期間が満了する前に出願を取下げた場合、その返還を受けることができることが審査指南に明確に規定されています。

〔 関連規定 〕

・ 審査指南 第 5 部分 第 2 章 第 4.2.1 節

③ オープンライセンス実施期間中の年金の減免

オープンライセンスの契約を登録済みの場合、年金の減免請求を提出したものとみなされ、その減免請求を行う必要がありません。

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】

専利ライセンスの取引を促進し、専利の転化効率を高めるためである。

〔 関連規定 〕

・ 審査指南 第 5 部分第 2 章 第 3.2 節

④ その他の改正

- (i) すでに徴収が停止されている印紙代に関する規定の削除（審査指南 第5部分第2章 第1節）
すでに徴収が停止されている専利登録費、公告印刷費が削除されています。
- (ii) 費用の支払・生産方式の改正（審査指南 第5部分第2章 第2節）
外国通貨を用いた支払いに関して改正が行われています。

以上

03. 出願書類(図面を含む)、関連書類

① 優先権証明書の提出期限

発明または実用新案について、先の出願の副本を、優先日（複数の優先権を主張している場合には、最先の優先日）から16ヶ月以内に提出しなければならないという規定に改正されました。

なお、改正前は、後の出願から3ヶ月以内に提出しなければならないという規定でした。

（意匠については、後の出願から3ヶ月以内に提出しなければならないという点に改正はありません）

〔関連規定〕

- ・審査指南 第1部分 第1章 第6.2.1.3節

② 外国出願人の住所

出願人の外国の住所は、「国、市（県、州）を明記しなければならない」という規定から、「国を明記しなければならない」という規定に改正されました。

【実務への影響】

今後、出願時には住所として日本と記載するだけでよく、出願人の住所が日本国内で県を跨いで変わっても住所変更の届出を行う必要がなくなりました。

〔関連規定〕

- ・審査指南 第1部分 第1章 第4.1.7節

③ 発明の名称の文字数

発明の名称が一般に25文字を超えてはならないという点に改正はありませんが、認められる最大の発明の名称の文字数が、40文字から60文字に変更されました。

【専利審査指南 2023 の改正解説】

経済社会の発展、科学技術の絶え間のない進歩につれて、新興の分野・技術が絶えず出てきている。ある分野で使用される技術用語は、通常、比較的長い名称である。発明の名称の文字数制限を適切に緩めることは、発明の専利出願が保護を要求する主題・類型を正確に示すことに有利であり、技術発展のニーズに適している。

〔関連規定〕

- ・審査指南 第1部分 第1章 第4.1.1節

- ・ 審査指南 第 2 部分 第 2 章 第 2.2.1 節(1)

④ カラー図面

発明・実用新案の図面において、専利出願の関連内容をより明確に描くことができるよう、必要な場合、カラー図面を提出できるようになりました。

【 実務への影響 】

改正前においてカラー図面を提出したい場合、「その他の証明書類」という形でカラー図面を提出していました。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 4.3 節
- ・ 審査指南 第 1 部分 第 2 章 第 7.3 節

⑤ 要約図面の指定

改正前は、要約図面の添付が必要でしたが、改正後は、要約図面を指定すれば足りることになりました。

〔 関連規定 〕

- ・ 実施細則 第 26 条 第 2 項
- ・ 実施細則 第 121 条 第 1 項(5)
- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 4.5.2 節
- ・ 審査指南 第 1 部分 第 2 章 第 7.5 節(5)
- ・ 審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 3.2.3 節

⑥ その他の改正

- (i) 専利出願手続の形式および紙形式から電子形式への変更の効力の明確化
(審査指南 第 5 部分第 1 章 第 2 節、第 2.2 節)
- (ii) 電子出願の代表者の規定を明確化
(審査指南 第 5 部分第 1 章 第 9 節)

以上

04. 書誌的事項の変更

① 書誌的事項の一括変更

複数の出願の同一の書誌的事項に対して内容が完全に同一の変更が必要な場合、一括での書誌的事項の変更手続を行うことができるようになりました。

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】

改正前は、手続が煩雑だったが、手続を簡素化してイノベーション主体に実際のニーズをより満足させることができる。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 6.7.1.1 節、第 6.7.1.2 節

② 国際事務局に記録された出願人の実体変更のケースの証明資料

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】

国際事務局に記録された出願人の実体変更のケースについて、審査指南 第 3 部分 第 1 章 5.10.1.2 において、国内段階に入った後に証明資料を提出する要求を「しなければならない」から「必要な場合」に変更し、例示列举の方式で「必要な場合」の解釈が増やされている。

審査指南 第 3 部分 第 1 章 5.10.2 において、国内段階における書誌的事項の変更要求を調整し、「出願人が、国際出願の出願人または発明者が異なる国家で異なる名称または氏名（言語の相違に留まらない）を使用すると声明」した場合には書誌的事項の変更をしなければならないという規定が削除された。

改正 解説

実施細則第 121 条第 1 項(6)の元の「国際段階において国際事務局に対して出願人変更手続を行った場合、変更後の出願人が共有する出願権の証明資料を提出する」という内容を削除するとともに、「必要な場合」の限定を追加し、適応する調整を行った。

審査の実践において、異なる国家で異なる名称または氏名を使用する出願人が増えてきている。例えば、国際公開に係る発明者または出願人の氏名が「ZHANG San・Tom」であり、国内段階に移行した際、出願人がそれを「張三」に翻訳した場合、原審査指南の規定によれば該訳名は不正確であり、審査官は出願人に補正を通知しなけりばならなかつた。出願人がそれでも「張三」を中国での氏名として使用したい場合、書誌的事項の変更手続を行うとともに相応の証明資料を提出しなけりばならなかつた。しかし、出願人にとっては、自分の中国語氏名にはこれまで変更がないので書誌的事項の変更手続を行う必要はないのではないかという疑問が生じる。社会からの声に応え、今回の審査指南の改正では関連要求を削除し、出願人は書誌的事項の変更手続をさらに行う必要がなくなつた。

【 経過措置 】 第 6 条 第 1 項

出願人は、国際出願日が 2024 年 1 月 20 日以降の発明、実用新案について、改正後の専利法実施細則第 121 条の規定にもとづいて中国国内段階への移行手続を行う。

〔 関連規定 〕

- ・ 実施細則 第 121 条 第 1 項(6)
- ・ 審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 5.10.1.2 節、第 5.10.2 節

④ その他の改正

- (i) 連続変更の方式で専利出願権（または専利権）を連続移転を認めないことの明確化
(審査指南 第1部分第1章 第6.7.1.1節)
- (ii) 出願人（または専利権者）が氏名・名称の変更を請求する証明書の簡略化
(審査指南 第1部分第1章 第6.7.2.1節)
- (iii) 専利権移転に係る書誌的事項の変更手続の審査承認期限について具体的に規定
(審査指南 第1部分第1章 第6.7.4節(1))
- (iv) 専利出願に係る書類に対する一般的な規定
(審査指南 第5部分第1章 第6節)

以上

05. 発明者の変更 ※

発明者の記載漏れまたは記載ミスが原因で、発明者の変更請求を行う場合、**受理通知書を受け取った日から1カ月以内に提出**しなければならない点、および出願人（または専利権者）全体および変更前後の発明者全体がサインまたは捺印した書類に変更の原因を明記し且つ実施細則第14条に照らして変更後の発明者が本発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした全員であることを確認した声明をしなければならない点が改正箇所です。

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】

真の発明者の署名権、知る権利を有効に保護するため、発明者の資格を有さない者を発明者に変更する行為を規制するために、今回の改正では、記載漏れまたは記載ミスを理由とする発明者の変更の提出の機会を「**受理通知書を受け取った日から1カ月以内**」と規定して、専利批准プロセス中における虚偽の発明者の変更の行為を防止し、本当に記載漏れまたは記載ミスした当事者に合理的な救済期間を与え、同時に、当事者が声明承諾の方式を採用できることを明確にし、書類の提出を簡易化し、発明者変更のプロセスを最適化している。

【 実務への影響 】

発明者を変更できる期間に制限ができた点に注意が必要です。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第1部分 第1章 第6.7.2.3節

以上

06. 強制代理の例外

専利法第 18 条に基づき、中国国内に居所などを有さない外国出願人などは専利代理機構に手続を委任しなければならないが、実施細則第 18 条第 1 項(1)~(3)にその例外（優先権書類の副本の提出、費用納付、その他）が規定されている。

審査指南では、例えば、審査指南 第 1 部分 第 1 章 6.2.1.3 において、実施細則第 18 条を引用する形式で外国出願人が先の出願の副本を提出できる旨が規定されている。

【 経過措置 】 第 2 条

2024 年 1 月 20 日より、専利法第 18 条第 1 項の規定により、国内で専利を出願し、又はその他の専利事務を行うことを専利代理機構に委託した出願人又は専利権者は、改正後の専利法実施細則第 18 条の規定を適用して、自ら関連手続を行うことができる。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 6.2.1.3 節

以上

07. ヌクレオチド又はアミノ酸配列表

配列表の提出要求に関して、下記の関連規定の箇所において改正が行われています。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 4.2 節
- ・ 審査指南 第 2 部分 第 10 章 第 9.2.3 節
- ・ 審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 3.2.1 節

以上

〔 B. 権利化の制度関連 〕

01. 優先権の回復、増加・修正、援用 ※

優先権の回復、増加・修正、援用のまとめは、下記の表のとおりです。

種類	ルート	実施細則	審査指南	時期的要件	重要な前提条件	併用の可否
回復	・国内優先権 ・パリルート	第36条	1-1-6.2.6.2	・優先日から14カ月以内 且つ ・専利局の公開準備の完了前 (早期公開を考慮)	・発明・実用新案であること ・中国出願が優先権を主張済み	・増加・修正との併用不可 ・援用との併用不可
	・PCTルート	第128条	3-1-5.2.5.1	・国内段階移行日から2カ月以内	・国際出願が優先権を主張済み	・修正との併用可 ・援用との併用は未規定※
増加・修正	・国内優先権 ・パリルート	第37条	1-1-6.2.3	・優先日から16カ月以内 or ・出願日から4カ月以内 且つ ・専利局の公開準備の完了前 (早期公開を考慮)	・発明・実用新案であること ・少なくとも一の優先権を主張済み	・回復との併用不可 ・援用との併用不可
修正	・PCTルート	—	3-1-5.2.1	・国内段階移行時 or ・移行日から2カ月以内	・国際出願において優先権に関する「番号/日/国別」のうち、2つの事項が正確に記載されていること	・回復との併用可 ・援用との併用可
援用	・国内優先権 ・パリルート	第45条	1-1-4.7 2-8-3.2.2 5-3-2.3.3	・提出日から2カ月以内 or ・指定期限内	・発明・実用新案であること ・分割出願には適用不可	・回復との併用不可 ・増加・修正との併用不可
	・PCTルート		3-1-5.3	・国内段階移行時	・国際段階での援用手続の存在 ・優先権書類の副本/譲渡証明の提出	・修正との併用可 ・回復との併用は未規定※

審査指南の欄における表記“1-1-6.2.6.2”は、“審査指南 第1部分 第1章 第6.2.6.2節”の意味です。

併用の可否の欄の未規定※は、審査指南にも規定がないため、判断がつかないという意味です。

以下、優先権の回復、増加・修正、援用のそれぞれについて説明します。

① 優先権の回復（国内優先権、パリルート）

〔 時期的要件 〕

優先日から14カ月以内（実施細則第36条）

〔 手続的要件 〕

- ・出願の願書に優先権が主張されていること
- ・優先権回復請求書を提出し、理由を説明すること（【改正説明会資料】の③には、「優先権回復請求書を提出できない場合、先に権利回復請求費用を支払うことができる旨」が記載されている）
- ・費用（権利回復請求費用、優先権主張費用）を納付すること
- ・その他の手続（優先権証明書の副本の提出など）をすること

（実施細則第37条の優先権の追加・修正を行う場合、実施細則第36条は適用されず、実施細則第6条に規定された不可抗力の事由による権利回復は実施細則第36条の期限に適用されない）

【 実務への影響 】

優先権の回復の前提状況は、次のとおりです。

- ・優先日から 14 ヶ月以内にパリ優先権または国内優先権を主張した出願を行っていること
- ・出願の願書の優先権番号と、優先権回復請求書における優先権番号とが一致していること（【 改正説明会資料 】の③）

理由については、厳しい条件は課されていないと理解できます。

〔 関連規定 〕

- ・実施細則 第 36 条
- ・審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 6.2.6.2 節

② 優先権の回復（PCT ルート）

(i) 国際段階で優先権の回復が承認されているケース

国際出願が優先権を主張しており且つ国際出願日が優先日から 14 ヶ月以内であり、国際段階において既に受理局により優先権の回復が承認されている場合、専利局は一般に疑問を提起せず、国際出願が国内段階に移行する際、出願人は回復手続をさらに行う必要がない。

(ii) 国際段階で優先権の回復が承認されなかった、またはその回復を請求していないケース

【 時期的要件 】

国内段階移行日から 2 カ月以内（実施細則第 128 条）

【 手続的要件 】

- ・優先権回復請求書を提出し、理由を説明すること（【 改正説明会資料 】の③には、「優先権回復請求書を提出できない場合、先に権利回復請求費用を支払うことができる旨」が記載されている）
- ・費用（権利回復請求費用、優先権主張費用）を納付すること
- ・その他の手続（国際事務局に優先権証明書のコピーを提出していない場合はそれを提出）をすること（実施細則第 37 条の優先権の追加・修正を行う場合、実施細則第 36 条は適用されず、実施細則第 6 条に規定された不可抗力の事由による権利回復は、審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 5.2.5.1 節以外の状況については適用される）

【 実務への影響 】

優先権の回復の前提状況は、次のとおりです。

- ・優先日から 14 ヶ月以内にパリ優先権を主張した国際出願を行っていること
- ・出願の願書の優先権番号と、優先権回復請求書における優先権番号とが一致していること（【 改正説明会資料 】の③）

理由については、厳しい条件は課されていないと理解できます。

〔 関連規定 〕

- ・実施細則 第 128 条
- ・審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 5.2.5.1 節

③ 優先権の増加・修正

〔 時期的要件 〕

優先日から 16 カ月以内または出願日から 4 カ月以内（実施細則第 37 条）

〔 手続的要件 〕

- ・ 出願時に優先権が主張されていること
- ・ 優先権の増加または修正の請求書を提出すること
- ・ 優先権主張費用を同時に納付すること（優先権の増加のケース）

（実施細則第 36 条の優先権の回復を行う場合、実施細則第 37 条は適用されず、実施細則第 6 条第 2 項のは出願人が徒過した実施細則第 37 条に規定された期限には適用されない）

なお、PCT ルートの場合、審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 5.2.1 節（最後の 2 段落）において、国内段階移行時および移行日から 2 カ月以内に修正ができるが、増加はできない旨が規定されている。

【 実務への影響 】

優先権の増加の前提は、専利法第 30 条の規定に符合していること、すなわち当初から少なくとも 1 件の優先権を主張していることです。

〔 関連規定 〕

- ・ 実施細則 第 37 条
- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 6.2.3 節
- ・ 審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 5.2.1 節（最後の 2 段落）

④ 優先権の援用

内容が多岐にわたるため、【 専利審査指南 2023 の改正解説 】 および 【 改正説明会資料 】 の③の記載内容の内容をご紹介します。

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】

新設された実施細則第 45 条では、次の援用加入制度を導入している。

「発明又は実用新案の専利出願が、専利請求の範囲、明細書または専利請求の範囲、明細書の一部の内容を欠き又はそれを誤って提出したが、出願人が提出日に優先権を主張している場合、提出日から 2 カ月以内又は国務院専利行政部門の指定期限内に、先の出願の書類を援用する方式で補充提出することができる。補充提出した書類が関連の規定に符合する場合、最初に提出した書類の提出日を出願日とみなす。」

援用加入制度の目的は、専利請求の範囲、明細書またはその一部の内容を漏らしたまたは誤って提出した場合、一定の条件の下、出願人が先の出願書類を援用する方式を通じて漏らしたまたは正確な内容を出願書類に補充することを認め、それによって原出願日を保留することである。

審査指南は、関連内容について、さらに細かい規定を行い、次の点を明確にしている。

(1) 専利出願を最初に提出するときに先の出願の優先権を主張するとともに、援用加入の声明を提出しなければならない。

(2) 援用加入を確認する声明および関連書類を提出する期限要求は、専利出願の日から 2 カ月以内または専利局の指定期限内である。

(3) 提出する書類には、援用加入を確認する声明、補充の関連書類などである。

【 通常の国内出願について 】（訳者注：パリルートの出願を含む）

出願書類が専利請求の範囲または明細書を欠く際（実用新案であれば図面を欠く際）、実施細則第 44 条第 1 項第(1)に規定された不受理の状況に該当するので、出願人が援用加入の方式で上述の書類を補充する場合、まず、受理の条件の審査を行うべきである。

受理の条件の審査に合格した場合、専利局は受理通知書を発行し、出願日を確定する。

受理の条件の審査に依然として合格しない場合、不受理通知書を発行する。

受理の段階では関連期限および補充された漏れ書類が受理条件を満足するか否かについてのみ審査を行うため、補充された出願書類が援用加入の条件に符合するか否かは、**初歩審査の段階**において審査が行われることになる。

初歩審査を経て、要求されている優先権が関連規定に符合しない場合、または援用加入を確認する声明、先の出願書類の副本およびその中国語訳文が**審査指南第 1 部分第 1 章 4.7.1 節**の規定に符合しない場合、出願書類を実質的に欠いており、受理の条件を満たさず、専利局は、専利出願の**受理を取下げ**る通知書を発行する。補正後に補充された出願書類が依然として先の出願の書類副本およびその中国語訳文に含まれておらず且つ関連規定に符合しない場合、**あらためて出願日を確定**し、書類を補充した日を出願日とする。

「誤って提出した専利請求の範囲、明細書またはその一部の内容、或いは欠けている専利請求の範囲または明細書の内容の一部を、先の出願書類を援用する方式を持って補充する」という状況について、関連内容は受理条件の審査に係らないため、**初歩審査**の段階で審査を行う。**審査指南第 1 部分第 1 章 4.7.2 節**の関連規定に符合しない場合、**援用加入声明が未提出**とみなされる可能性があり、あるいは**あらためて出願日が確定**される可能性がある。

【 分割出願について 】

最初に提出された出願ではないため、援用加入制度は適用しない。

【 国際出願について 】

援用加入の審査は、主に国際段階において受理局により完成されるが、国内段階に移行する手続を行う際、出願人は、援用加入に関連する先の出願の書類副本の中国語訳文などの資料を提出する必要がある。国内段階に入った後、優先権が関連規定に符合しないまたは受理局による援用加入の項目または一部の承認に明らかな誤りが存在することを審査官が発見した場合、出願人は、中国に対する出願日を修正して援用加入の項目または部分を保留すること、または中国に対する出願日を修正せずに援用加入の項目または部分を削除することのいずれかを選択することができる。

出願日をあらたに確定して出願日が優先日から 12 ヶ月を超えるが優先期限が満了した後の 2 カ月以内である場合、出願人は優先権の回復を請求することができる※（作成者注：実施細則第 128 条の回復）。

【 注意が必要なこと 】

援用加入制度は、出願人に提供する救済プロセスであり、救済の重畳を避けるため、審査指南では、実施細則第 6 条第 2 項は出願人が徒過した実施細則第 45 条に規定された期限に適用せず、実施細則第 36 条、第 37 条に規定された状況に属する場合は実施細則第 45 条の規定を適用しないと規定している。

（作成者注※：上記「注意が必要なこと」の欄には、実施細則第 128 条を適用しないと記載していない）

【 改正説明会資料③の記載内容 】

専利請求の範囲および明細書の内容の増加は、増加した内容に基づいてあらためて費用を計算することになり得る。

〔 関連規定 〕

- ・ 実施細則 第 45 条
- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 4.7 節
- ・ 審査指南 第 2 部分 第 8 章 第 3.2.2 節
- ・ 審査指南 第 3 部分 第 1 章 第 5.3 節 (PCT)
- ・ 審査指南 第 5 部分 第 3 章 第 2.3.3 節

【 経過措置 】 第 3 条

2024 年 1 月 20 日より、出願人は改正後の専利法実施細則第 36 条、第 37 条の規定に基づき、優先権の回復、優先権主張の追加・修正を請求することができる。

【 経過措置 】 第 4 条

最初の出願日が 2024 年 1 月 20 日以降である場合、出願人は改正後の専利法実施細則第 45 条の規定に基づき、先行出願書類を援用する方式により書類を補充提出することができる。

【 経過措置 】 第 6 条 第 2 項

移行日から 2 ヶ月の期間満了日が 2024 年 1 月 20 日以後である場合は、出願人は改正後の専利法実施細則第 128 条の規定に基づいて、優先権の回復を請求することができる。

以上

02. 復審請求期限の徒過後の権利の回復

復審請求期限を徒過した場合、復審請求期限の満了日から 2 ヶ月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができることが、明記されました。

【 実務への影響 】

拒絶査定後の権利の回復については、改正前は実施細則、審査指南のいずれにも規定がありませんでしたが、CNIPA の運用により手続が認められていました。

今回の改正により、この権利の回復が実施細則、審査指南に明記されました。

〔 関連規定 〕

- ・ 実施細則 第 6 条 第 2 項
- ・ 審査指南 第 5 部分 第 7 章 第 6.2 節

以上

03. 延期審査 ※

延期審査制度は、下記表のとおりです。

種類	延期可能期間	延期審査の請求	延期審査の取下げ	ポイント
発明	1年 or 2年 or 3年	審査請求と同時	いつでも可 (2024.1/20以前の請求も取下げ可)	出願公開は通常どおり
実用新案	1年	出願と同時		1年のサブマリン
意匠	月単位、最大36ヶ月			秘密意匠と同等の効果

今回、次の3点について改正が行われており、より利便性が高くなったと考えられます。

- ①実用新案についても延期審査を請求できるようになった
- ②意匠について月単位での請求ができるようになった
- ③請求の取下げが認められ、いつでも取下げができるようになった

【 関連規定 】

- ・実施細則 第56条 第2項
- ・審査指南 第5部分 第7章 第8.3節

以上

04. 分割出願（ 復審請求後の提出時期 ）

審査指南において、復審請求後において分割出願をすることができる時期がより明確になりました。

具体的には、分割出願をすることができる時期が、

改正前：復審請求後、及び復審決定を不服する行政訴訟の期間

改正後：復審期間、復審決定を受け取ってから3カ月以内、及び復審決定を不服とする行政訴訟の期間

【 実務への影響 】

実務上、今回の改正の前においても、復審決定を受領してから行政訴訟の提訴期限である3カ月以内において分割出願が認められていました。

【 関連規定 】

- ・実施細則 第48条
- ・審査指南 第1部分 第1章 第5.1.1節(3)

以上

05. 新規性喪失の例外

新規性喪失の例外の改正内容は、次のとおりです。

〔専利法〕

「国家に緊急事態または非常事態が生じた際、公共利益の目的で最初に公開された場合」が新規性喪失の例外の対象になった（専利法第 24 条）。

〔実施細則〕

専利法第 24 条第 1 項(3)の学術会議又は技術会議に、「国務院の関係主管部門に認められた国際組織により開催された学術会議又は技術会議」が含まれた。

〔審査指南〕

「他人が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩したものである場合」について、「出願人が専利局の通知を受け取った後にはじめて知った場合は、該通知書で指定された応答期間内に新規性喪失の例外の応答意見を提出し証明書類を添付しなければならない。」という規定（審査指南第 1 部分第 1 章第 6.3.4 節）が追加され、出願人の合法的な権益をよりよく保護するためにサポートを提供する改正などが行われている。

【経過措置】 第 11 条

2024 年 1 月 20 日より、国務院専利行政部門は、出願人が出願日が 2021 年 6 月 1 日以降の専利出願について専利法第 24 条第 1 項に規定する状況に符合すると認定して提出した関連請求に対し、改正後の専利法実施細則第 33 条第 4 項を適用して審査を行う。

〔関連規定〕

- ・ 専利法 第 24 条
- ・ 実施細則 第 33 条
- ・ 審査指南 第 1 部分 第 1 章 第 6.3 節
- ・ 審査指南 第 2 部分 第 3 章 第 5 節

以上

06. 情報提供 ※

情報提供については、審査指南の第 2 部分第 8 章第 3.2.4 節に(2)があらたに設けられ、そこに次の内容が明記されました。

「審査官は、出願包袋中に情報提供が有るか否かを確認して審査過程において考慮しなければならない。」

【実務への影響】

弊所の経験上、外国クライアントのご依頼に基づいて情報提供を適切な時期に行った場合、およそ 50% 弱の情報提供案件において、提出文献がその後の OA において審査官から引用文献として採用されている状況です。

今回の審査指南の改正を通じて、情報提供の有効性がさらに高まることが期待されます。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第 2 部分 第 8 章 第 3.2.4 節(2)
- ・ 審査指南 第 2 部分 第 8 章 第 4.7 節

以上

07. 秘密保持審査

実務上、大きな影響はないと考えられ、【 専利審査指南 2023 の改正解説 】に記載された改正ポイントをご紹介します。

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】 抜粋

第 1 に、専利局が処理する秘密保持専利出願の範囲は“国防利益以外の”国家の安全または重大利益に係り秘密保持が必要なものであることを明確にした。

第 2 に、出願人が秘密保持請求を提出する前にすでにその出願の内容が国家の安全または重大利益に係り保護が必要であることが確定している場合、“秘密保持行使権限を有する機関、単位が出した秘密保持証明資料”を提出しなければならないことを明確にし、秘密保持資料の形式的要求を明確にした。

第 3 に、国防専利の秘密解除の受取と処理のプロセスを明確にした。

第 4 に、外国への専利出願の秘密保持審査の期限的要求を明確にした。

【 実務への影響 】

秘密保持審査の請求に関して、弊所では、秘密保持審査を通らずに外国に出願できなかったという件はない状況でしたが、規定上において今回の改正で変化が大きいと考えられるのは、CNIPA が発行した秘密保持審査の審査決定が発行されてはじめて外国に出願ができることになった点であり、改正前は期限が過ぎた際には CNIPA が通知書を出したか否かにかかわらず、外国に出願することができていました。

【 経過措置 】 第 8 条

2024 年 1 月 20 日より、国务院専利行政部門は改正後の専利法実施細則第 9 条に規定する期限に従い、出願人に秘密保持審査通知を送付し、秘密保持の必要があるか否かの決定を行う。

〔 関連規定 〕

- ・ 専利法 第 19 条
- ・ 実施細則 第 7 条、第 8 条、第 9 条
- ・ 審査指南 第 5 部分 第 5 章 第 3 節、第 5 節、第 6 節

以上

08. 合併審査

今回の改正において、審査指南第5部分第7章第8.1節に次の内容が追加されました。

「必要な場合、技術内容、出願人または発明者が互いに関連する専利出願について、合併審査をすることができる。」

【 実務への影響 】

互いに関連する専利出願が合併審査された場合、審査効率が高まるとともに、出願人側にとっても同一審査官により審査を受けることができるのでメリットがあると予想することができます。

〔 関連規定 〕

- ・ 審査指南 第5部分 第7章 第8.1節

以上

〔 C. 権利化後の制度関連 〕

01. 専利権評価報告 ※

専利権評価報告については、審査指南 第5部分 第10章に規定があります。

以下、【[規定改正の内容](#)】、【[改正説明会資料](#)】の⑤の一部内容、【[専利審査指南 2023 の改正解説](#)】の抜粋について説明します。

【[規定改正の内容](#)】

〔[専利法 第66条 第2項](#)〕

専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利にかかる場合、人民法院又は専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係人に、[国務院専利行政部門](#)が関連する実用新案又は意匠について調査、分析及び評価した上で作成した専利権評価報告を要求し、専利権侵害紛争を審理、処理する証拠とすることができる。[専利権者、利害関係人または被疑侵害者も自発的に専利権評価報告を出すことができる。](#)

〔[実施細則 第62条](#)〕

実用新案または意匠の専利権の公告が決定された後、[専利法第66条](#)に規定された専利権者、利害関係人、[被疑侵害者](#)は、[国務院専利行政部門](#)に専利権評価報告書の作成を請求することができる。[出願人は、専利権登録手続を行う際に国務院専利行政部門に専利権評価報告書の作成を請求することができる。](#)

専利権評価報告書の作成を請求する場合、専利権評価報告請求書を提出し、[専利出願番号又は専利番号](#)を明記しなければならない。各請求は、一つの[専利出願又は専利権](#)に限る。

専利権評価報告請求書が規定に合致しない場合、[国務院専利行政部門](#)は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。

〔[実施細則 第63条](#)〕

[国務院専利行政部門](#)は、専利権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、専利権評価報告を作成しなければならない。[ただし、出願人が専利権の登録手続を行うときに専利権評価報告の作成を請求している場合、国務院専利行政部門は、授権公告の日から起算して2カ月以内に専利権評価報告を作成しなければならない。](#)

同一の実用新案または意匠の専利権に対して複数の請求人が専利権評価報告の作成を請求している場合、[国務院専利行政部門](#)は、1件の評価報告だけを作成する。いかなる単位または個人も、当該専利権評価報告を閲覧または複製することができる。

【改正説明会資料】の⑤

出願日	請求時期	請求の主体
2021.05.31以前	・ 授権公告後	・ 専利権者 ・ 利害関係人（専利実施ライセンス）
2021.06.01 ～ 2024.01.19		・ 専利権者 ・ 利害関係人（専利実施ライセンス） ・ 被疑侵害者 （立案類の通知書） （立案類の通知書：人民法院、専利行政執法部門、調停 ・ 仲裁機構が出したもの）
2024.01.20以降	・ 登録手続時 （出願人のみ） ・ 授権公告後	・ 出願人 （登録手続時） ・ 専利権者 ・ 利害関係人（専利実施ライセンス） ・ 被疑侵害者 （立案類の通知書、 弁護士レター 、 ECプラットフォームの通報通知書 ）

ここで、専利権が複数の共有に係る場合、請求人は一部の専利権者でよい（審査指南 第5部分 第10章 第2.1節）。

【専利審査指南 2023 の改正解説】の抜粋

実施細則第50条および第69条では、実施細則第11条を初歩審査の範囲および無効理由の理由としている。このため、専利権評価の内容を適応的に増加して実用新案又は意匠が実施細則第11条の規定に符合しているか否かを含め、その評価標準には《専利出願の行為を規範化する規定》が適用される。

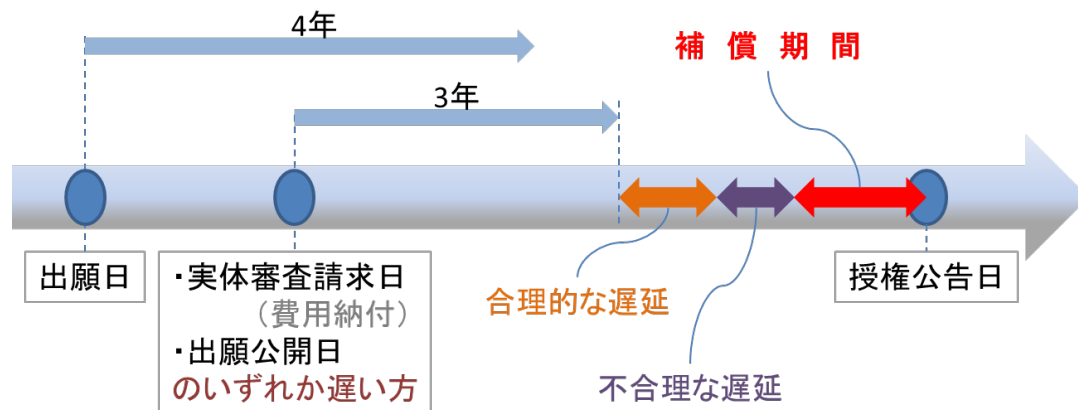
注意が必要なことは、同一の専利に対して、CNIPA は、専利権評価報告を一部しか出さない。非専利権者が請求して専利権評価報告が作成された場合、専利権者に専利権評価報告の発行（訳者注：原文中国語は“出具”）の状況が告知され、同時に、専利権者に専利権評価報告書の訂正を請求する機会が与えられる。

以上

02. 審査遅延による存続期間の補償 ※

専利権の存続期間の補償の概要は、下記の図（【改正説明会資料】の⑤の一部）のとおりです。

この補償の請求には、印紙代が必要になり、存続期間の補償は公表されます。



【 規定改正の内容 】

【 専利法 第 42 条 第 2 項 】

「発明専利の出願の日から起算して満 4 年、且つ実体審査請求の日から起算して満 3 年の後に発明の専利権が付与された場合」が前提条件です。

【 実施細則 第 77 条 】

「専利権付与の公告の日から起算して 3 カ月以内に補償を請求」する旨が規定されている。

(この請求には、印紙代が必要になります)

【 実施細則 第 78 条 第 2 項 】

補償期間の計算式：

【 通常の出願のケース（非国際出願、非分割出願） 】

補償期間 = 期間① - 期間② - 期間③

上記 期間①： 授権公告日 - 出願日から起算して満 4 年且つ実体審査請求日から起算して満 3 年の日

上記 期間②： 合理的な延期の日数

上記 期間③： 出願人によりもたらされた不合理な延期の日数

上記 実体審査請求日： 実体審査請求を行い且つ費用納付をした日（審査指南第 5 部分第 9 章 2.2）

（出願公開前に実体審査請求をした場合は、出願公開日）

【 国際出願のケース 】

上記 期間①： 出願日 = 中国国内段階に移行した日（審査指南第 5 部分第 9 章 2.2）

【 分割出願のケース 】

上記 期間①： 出願日 = 分割出願の提出日（審査指南第 5 部分第 9 章 2.2）

【 実施細則 第 78 条 第 3 項 】

期間② 合理的な延期の日数の説明：

(1) 「復審請求時または復審通知書の応答時に補正があった」

⇒ 具体的な日数の計算方法は、審査指南にも規定がない

(2) 「専利出願権または専利権の帰属で紛争が発生して国务院専利行政部門に関連手続の中止を請求した場合」又は「人民法院が民事案件の審理において専利出願権又は専利権に対し保全措置を取る裁決を下した場合」

⇒ 具体的な日数の計算方法は、審査指南にも規定がない

(3) その他の合理的な状況により引き起こされた遅延

【 実施細則 第 78 条 第 4 項 】

特実同日出願に係る発明の専利出願について、実用新案の放棄により発明の専利権が付与された場合、当該発明の専利権には存続期間の補償は与えない。

【 実施細則 第 79 条 】

期間③ 出願人によりもたらされた不合理な延期の日数の説明（審査指南第 5 部分第 9 章 2.2.2）：

（newsletter（JP）20240110 に誤りがあったところを修正済みです）

(1) 指定期限内に国務院専利行政部門が出した通知に応答していない（応答期間の延長のケース）

⇒ **日数の計算**：指定期限の満了日から実際の応答日

(2) 延期審査を申請した

⇒ **日数の計算**：実際の延期審査の日数

(3) 実施細則第 45 条（優先権主張に係る先の出願の書類の援用）に規定された状況により引き起こされた遅延

⇒ **日数の計算**：それにより引き起こされた遅延日数

(4) 権利回復の請求により引き起こされた遅延（延期理由が専利局にある証明がある場合を除く）

⇒ **日数の計算**：原期限満了日から権利回復を認める通知書の発行日

(5) 優先日から 30 ヶ月以内に国内段階移行手続がされた国際出願について

出願人が事前処理を要求していないことにより引き起こされた遅延

⇒ **日数の計算**：国内段階移行日から優先日から起算して 30 ヶ月が満了する日

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】の抜粋

(1) 特実同日出願の発明専利権の存続期間には補償を与えない

同一出願人が同日に同様の発明創造について実用新案を出願し発明も出願し、専利法実施細則第 47 条第 4 項の規定に基づいて発明の専利権を取得した場合、該発明専利権の存続期間に補償を与えない。これは、専利権者が比較的早期の実用新案の授権公告日から権利主張をできることを考慮したものである。

(2) 存続期間の補償の決定と救済

専利権存続期間の補償が関連要求に符合する場合、専利局は、専利権の存続期間を補償する決定を出さなければならない。関連事項を専利登記簿に登録し専利公報に公告する。関連要求に符合しない場合、専利局は、請求人に意見陳述または補正の機会を与えることができる。

【 経過措置 】 第 13 条

2021 年 6 月 1 日以降に授権を公告した発明専利について、専利権者は、専利法第 42 条第 2 項により、専利権の授権公告日から 3 ヶ月以内に専利権の存続期間の補償請求を提出し、かつ関係費用を納付した場合、国務院専利行政部門は、2024 年 1 月 20 日より改正後の専利法実施細則第 77 条乃至第 79 条、第 84 条を適用して審査を行う。

専利権者が 2021 年 6 月 1 日以降に専利法第 42 条第 3 項に基づき、新薬の販売承認請求の認可を得た日より 3 ヶ月以内に専利権の存続期間の補償請求を提出し、かつ関係費用を納付した場合、国務院専利行政部門は、2024 年 1 月 20 日より改正後の専利法実施細則第 80 条乃至第 84 条を適用して審査を行う。

上記の請求に係る専利権が 2024 年 1 月 20 日以前に存続期間が満了し、国務院専利行政部門が審査を経て補償条件に適合すると認めた場合、存続期間を補償する旨の決定を行い、補償期間はもとの専利権の存続期間が満了した日から起算する。

専利権者が料金徴収基準の公布前に専利法第 42 条第 2 項、第 3 項により専利権の存続期間の補償を請求する場合、料金徴収基準の公布後に、国務院専利行政部門が指定した期間に従い本条に定める関係費用を納付することができる。

以上

03. オープンライセンス ※

オープンライセンスは、専利権の活用を促進するために設けられた制度であり、専利法第 50～52 条、実施細則第 85～88 条に規定があり、審査指南第 5 部分第 11 章に専門章があります。

なお、オープンライセンスを通じて年金の減額を受けるには、ライセンス契約が届出登録されていることが必要です。

以下、【 専利審査指南 2023 の改正解説 】の抜粋を紹介いたします。

【 専利審査指南 2023 の改正解説 】

審査指南第 5 部分第 11 章第 3 節では、専利法および実施細則の関連規定を細分化し、オープンライセンスの声明の提出について具体的にしており、そこにはその声明の客体、請求人の資格、声明の内容・要求、公告・不公告の状況、その声明の効力発生時期が含まれる。

オープンライセンスを実行する専利は、有効かつ高い安定性を有していなければならないので、審査指南では、その客体が「すでに授權公告された発明専利、実用新案専利、又は意匠専利である」ということが明確にされている。

ライセンシーの合法的な権益を維持するために、実施細則の規定に基づき要求をさらに細分化し、専利権がすでに終止している状況、すでに専利権に全部無効が宣告されている場合など 9 種類の状況では、オープンライセンスを実行できないことが明確にされている。

オープンライセンスの声明を提出する主体に関して、専利権者間の紛争を避けるために、審査指南では、共有に係る専利権に対して共有者がオープンライセンスの声明を提出する場合は共有者全員の同意の証明資料を提出しなければならない旨が規定されている。

審査指南第 5 部分第 11 章第 8 節では、オープンライセンスの実施期間中における費用減額の手続に対して細かく規定している。オープンライセンスの実施契約の届出登録が認められた場合、専利権者はその実施期間中に、規定に照らして届出登録から年金の減額を受けることができる。また、オープンライセンスを実行する専利権者とライセンシーがライセンス費用について協議を行った後、通常ライセンス契約（訳者注：通常実施権の契約を指す）を締結した場合、オープンライセンスに属しないので、その年金の減額を受けることができない。

同時に 2 件の年金の減額条件を満たす場合、例えば、登録の年度から起算して 10 年の年金の減額条件を満たし、さらにオープンライセンスの実施期間における年金の減額の条件も満たしている場合、そのうちの減額の割合が高い条件でその減額を受けることができる。

【 経過措置 】 第 14 条

国務院専利行政部門は、専利権者が 2021 年 6 月 1 日以降に専利法第 50 条第 1 項に基づいてその専利に対してオープンライセンスを実施することを提出した声明に対して、2024 年 1 月 20 日から改正後の専利法実施細則第 85 条から第 88 条を適用して審査を行う。

以上

04. 専利権終止通知書の発行時期

以下、【 規定改正の内容 】および【 実務への影響 】について説明します。

【 規定改正の内容 】

〔 審査指南 第 5 部分 第 9 章 第 4.2.2 節 〕

専利年金の滞納期間が満了になっても、専利年金又は滞納金を納付していない、或いは全額納付していない場合には、審査官は滞納期間の満了日から 2 ヶ月間経過した後に専利権終止通知書を出さなければならない。専利権者が回復手続を開始しない、或いは権利の回復請求が承認されていない場合、専利局は終止通知書を出した日から 4 ヶ月間経過した後に、失効処理を行い、専利公報上で公告しなければならない。専利権は年金を納付すべき期限の満了日から終了する。

【 実務への影響 】

専利権終止通知書の発行時期について、「2 カ月が経過した後」という条件が削除されているので、その発行時期が早まる可能性があるが、その発行時期の推移を確認してみる必要がある。

この専利権終止通知書の発行時期は、専利局が失効処理とその公告を行う時期の起算点である。

以上

前編は以上